

忘れてない？ サイフにスマホに 火の確認

火災が発生しやすい時季になりました。家庭内での火の使用や電化製品の取り扱いについて、いま一度、確認しましょう！

問い合わせ 消防本部予防課 ☎55-2859 FAX 53-4633

平成30年市内火災発生状況

【出火件数】

総出火件数は、62件と前年より18件減少しました。

火災種別で見ると、建物火災・車両火災・その他の火災もそれぞれ減少しました。また、前年0件の林野火災が1件発生しました(表1参照)。

【死者、負傷者数】

火災による死者は1人で前年と同数でしたが、負傷者は7人で前年より17人減少しました。

【出火原因】

出火原因の第1位は「放火・放火の疑い」の7件(11%)でした(表2参照)。「放火・放火の疑い」は毎年上位になっていきます。建物の周りに燃えやすいものは置かない、小まめに片づけるなどして注意しましょう。

(表1) 平成30年(1～12月) 市内火災発生状況

	平成30年	平成29年	過去10年の平均値
総出火件数(件)	62	80	90.5
火災種別	建物火災	35	45.7
	林野火災	1	1.4
	車両火災	6	11.5
	船舶火災	0	0.0
	航空機火災	0	0.0
	その他の火災	20	31.9
焼損棟数(棟)	43	49	60.5
り災世帯(世帯)	17	27	31.7
建物焼損床面積(m ²)	2,494	8,805	2,525
死傷者	死者(人)	1	1.7
	負傷者(人)	7	16.2
損害額(千円)	623,599	1,603,557	333,655

(表2) 原因別火災発生状況(上位)

平成30年			平成29年		
1位	放火・放火の疑い	7件	1位	放火・放火の疑い	14件
2位	たばこ	各5件	2位	たばこ	9件
	こんろ		3位	こんろ	6件

※表1・表2とも速報値で、調査中の損害額などは含まれていません。



春季火災予防運動

期間／3月1～7日の1週間

実施内容／

- ・75歳以上のひとり暮らし高齢者家庭の防火診断
- ・住宅用火災警報器の設置、取りかえや適切な維持管理の呼びかけ
- ・平成30年度防火ポスター中学校の部で市長賞を受賞した作品を市内各所に掲示

火災予防キャンペーン

第33代かぐや姫クイーン蛭川芽生さん（ひるかわめい）に一日消防長を委嘱し、富士市防火協会、富士市消防団、富士市消防音楽隊、カラーガード隊及び幼年消防クラブとともに、火災予防に関する広報活動を行います。

とき／3月3日（日） 11～13時

ところ／イオンタウン富士南

内容／

- ・一日消防長委嘱状交付
- ・消防音楽隊（カラーガード隊）演奏
- ・幼年消防クラブ（富士保育園）演技



幼年消防クラブ



カラーガード隊

- ・火災予防啓発グッズ配布
- ・住宅用火災警報器の設置及び維持管理のPR

平成30年度防火書道表彰式 平成31年富士市消防出初式 写真コンテスト表彰式

優秀賞受賞者に対する表彰式を、火災予防キャンペーン内で行います。



防火書道（小学校）
市長賞受賞作品
吉永第二小学校4年
行徳 璃子さん



火災予防書道（中学校）
市長賞受賞作品
富士南中学校3年
遠藤 萌未さん



写真コンテスト
市長賞受賞作品
「富士も見守る救助演技」
望月 喜久夫さん

※写真は、平成30年富士市消防出初式写真コンテストの市長賞受賞作品です。平成31年富士市消防出初式写真コンテストの結果は、2月中旬に決定します。

飲食店を営業している皆さんへ

火を使用する全ての飲食店で 10月から消火器の設置が必要になります

平成29年12月22日に発生した新潟県糸魚川市の大規模火災の教訓を踏まえ、消防法令が改正されました。

この改正により、これまで消火器の設置がなかった小規模な飲食店も、ことしの10月1日から消火器の設置が必要です。



消火器の設置が必要な飲食店とは？

お店の広さに関わらず、調理を目的として火を使用する設備または器具を設けている全ての飲食店が該当します。

「火を使用する設備または器具」とは、厨房設備（固体燃料、気体燃料、液体燃料、電気などを熱源とした調理器具、こんろなど）を指します。

ただし、厨房設備に防火上有効な措置が講じられている場合や、電気を熱源とするIH調理器、電子レンジなどの場合は、消火器の設置は必要ありません。

防火上有効な措置とは？

- ・調理油過熱防止装置：鍋などの温度の過度な上昇を感知して、自動的にガスの供給を停止して火を消す装置
- ・自動消火装置：火災を自動的に

感知し、消火薬剤を放出して火を消す装置

・その他：危険な状態の発生防止及び発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置（過熱などによるカセットボンベ内の圧力上昇を感知し、ガス供給を停止させて火を消す圧力感知安全装置など）

消防用設備などの点検と報告

今回の消防法令改正により新たに設置した消火器は、消防法令に基づいて6か月ごとに点検し、1年に1回、消防長または消防署長へ報告が必要です。

飲食店を営業している人やこれから始めようと考えている人は、事前に最寄りの消防署にご相談ください。